

問Ⅸ—③（施設の貸与）

施設の貸与事業を行っていますが、公益目的事業と認められますか。

答

- 1 施設の貸与を行っている場合には、①当該施設貸与の目的は何であり、その目的となる事業が別表のどの号の事業に該当するか、②上記①の目的に照らして合理的な活動への貸与か否か（貸与先のどのような活動のために貸与するか）という視点で整理いただくのが適当です。

なお、定款で定める法人の事業又は目的に根拠がない事業は公益目的事業と認められない場合がありますので、万一、現在の定款では公益目的での貸与が読み込めない場合、定款を変更するのが望ましいと思われるので、ご注意ください（公益認定等ガイドライン I 1. 参照、）。

- 2 施設を効率的に利用する等の理由から公益目的以外で貸与することも多くあります。

この場合には、公益目的での貸与（公益目的事業）と公益目的以外での貸与（収益事業等）を区別した上で、費用及び収益を公益目的事業会計と収益事業等会計に計上してください。

公益目的事業会計に計上しうるのは、目的に照らして合理的な活動のための貸与であり、例えば、芸術振興を目的とした施設をオペラやクラシックのために貸与する場合などです。なお、必ずしも営利企業への貸与が排除されるわけではありません。

一方、収益事業等会計に計上するのが適当なのは、目的に照らして合理的とは言い難い活動のための貸与であり、例えば、芸術振興を目的とした施設を株主総会等のために貸与する場合などです。また、公益的な活動をしている法人に貸与する場合であっても当該法人の収益事業、共益事業等のために貸与する場合は、収益事業等会計に計上するのが適当です。

- （補足1）「公益目的事業のチェックポイント」の第2の1の「(11) 施設の貸与」をご参照ください。

なお、費用としては、施設の維持管理に必要な経費として、減価償却費、光熱水道費、人件費等が挙げられます。これらの総費用を使用頻度等に応じて按分していただくこととなります。

- （補足2）公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については、問Ⅷ-1-①をご参照ください。

（参照条文）公益法人認定法第2条第4号、別表

（参照すべき「公益認定等ガイドライン」「公益目的事業のチェックポイント」）P1、P39、P46、P52、別紙